



平成23年2月15日

各 位

会社名 株式会社 桧家住宅
代表者名 代表取締役社長 近藤 昭
(コード番号：1413 名証第二部)
問合せ先 常務取締役 加藤 進久
電話番号 (0480) 26 - 1118

会社分割による持株会社への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款の一部変更 に関するお知らせ

当社は、平成23年1月11日付で、平成23年7月1日(予定)を効力発生日として、持株会社へ移行する旨を公表しておりますとおり、本日開催の取締役会において、吸収分割契約の締結を承認することを決議し、株式会社桧家住宅さいたま(以下、「承継会社」という)との間で分割契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本会社分割に伴い、定款の一部を変更し、平成23年3月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 会社分割

1. 会社分割の目的

当社は、平成19年11月15日の上場以降、M&A戦略を推し進め、現在、グループ会社は当社を含め9社になります。グループ内のシナジー効果もあり、業績は上向きに推移しております。現状において、親会社である当社は、持株会社としての機能と、注文住宅事業会社としての機能を併せ持っております。さらなる発展を期し、グループ全体の企業価値の向上を目指すため、グループマネジメント体制の整備が急務な状況にあると認識しております。

このようなグループを取り巻く状況に対処するため、グループとしてのさらなるシナジー効果と意思決定の迅速化を確実に実現することを目的として、持株会社体制へ移行いたします。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会	平成23年 2月 15日
分割契約締結	平成23年 2月 15日
分割承認株主総会(予定)	平成23年 3月 29日
分割の予定日(効力発生日)	平成23年 7月 1日

なお、会社分割後の状況等詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

(2) 分割の方式

当社を分割会社として、当社の完全子会社である株式会社桧家住宅さいたまを承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割により減少する資本金等
資本金の変更はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していません。

(5) 承継会社が承継する権利義務
承継会社である株式会社桧家住宅さいたまは、当社から分割対象事業を遂行する上で必要と判断される当該事業に係る資産・負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利・義務を承継いたします。
なお、承継会社に承継される債務については、併存的債務引受の方法によるものといたします。

(6) 債務履行の見込み
本件分割後の当社及び承継会社は、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測されないことから、債務については履行の確実性に問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 22 年 12 月 31 日現在)	承継会社 (平成 23 年 2 月 1 日現在)
(1) 商号	株式会社桧家住宅 (平成 23 年 7 月 1 日「株式会社桧家ホールディングス」に商号変更予定)	株式会社桧家住宅さいたま (平成 23 年 7 月 1 日「株式会社桧家住宅」に商号変更予定)
(2) 事業内容	建築工事の請負、設計、施工及び監理	吸収分割承継前は事業を行っておりません。
(3) 設立年月日	昭和 63 年 10 月 13 日	平成 23 年 2 月 1 日
(4) 本店所在地	埼玉県久喜市久喜中央一丁目 1 番 20 号久喜駅桧家ビル 6 階	埼玉県加須市南小浜 509 番地 1
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 近藤昭	代表取締役社長 武藤守
(6) 資本金	389 百万円	50 百万円
(7) 発行済株式数	45,250 株	1,000 株
(8) 純資産	連結 4,337 百万円 単体 2,539 百万円	単体 50 百万円
(9) 総資産	連結 15,958 百万円 単体 11,973 百万円	単体 50 百万円
(10) 決算期	12 月 31 日	12 月 31 日
(11) 従業員数	連結 715 名 単体 284 名	単体 0 名
(12) 大株主及び持株比率	黒須新治郎 41.1% 永大産業(株) 4.4% 黒須恵久子 3.3%	株式会社桧家住宅 100%
(13) 主要取引銀行	三菱東京 UFJ 銀行 埼玉りそな銀行	三菱東京 UFJ 銀行
(14) 当事会社間の関係等	資本関係	当社は、承継会社の発行済株式総数の 100%を保有します。
	人的関係	代表者は、別の当社子会社の代表取締役を兼ねています。
	取引関係	現在、事業を行っていないため該当ありません。

	関係当事者への該当状況	承継会社は、当社（連結財務諸表提出会社）の非連結子会社に該当するため、関連当事者であります。
--	-------------	--

(15) 当社（分割会社）の最近3年間の業績

【連結】

決算期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
売上高（百万円）	18,842	21,840	30,345
営業利益（百万円）	685	1,051	2,354
経常利益（百万円）	673	982	2,416
当期純利益（百万円）	351	585	1,105
1株当たり当期純利益（円）	7,771	12,930	24,436
1株当たり純資産（円）	60,736	72,190	95,155

【単体】

決算期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
売上高（百万円）	9,379	9,079	10,953
営業利益（百万円）	420	526	831
経常利益（百万円）	427	470	887
当期純利益（百万円）	269	245	269
1株当たり当期純利益（円）	5,966	5,434	5,964
1株当たり純資産（円）	47,678	51,637	56,129

4. 分割する事業部門の内容

(1) 分割する事業部門

当社が営む注文住宅建築事業等すべての事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する管理及び一部の不動産管理事業、グループ運営に関する事業を除く）

(2) 分割する主たる事業の経営成績（平成22年12月期）

	分割する事業部門 (a)	分割会社の単体実績 (b)	比率 (a/b)
売上高（百万円）	10,260	10,953	93.7%
売上総利益（百万円）	3,010	3,402	88.5%
営業利益（百万円）	439	831	52.8%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

分割する事業部門の資産、負債の項目及び金額は、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎に算定する予定で、これに効力発生日前日までの増減を加除したものが、分割する資産、負債の金額になります。

5. 会社分割後の吸収分割承継会社の状況

(1) 商号	株式会社松家住宅（平成23年7月1日付で株式会社松家住宅 さいたまから商号変更予定） （英文社名 Hinokiya Juutaku Co., Ltd.）
(2) 事業内容	注文住宅建築事業の請負、設計、施工及び監理等
(3) 本店所在地	埼玉県加須市南小浜509番地1
(4) 代表者の役職・氏名	（予定）代表取締役社長 近藤 昭
(5) 資本金	50百万円
(6) 決算期	12月31日

6. 会社分割後の上場会社の状況

(1)商号	株式会社桧家ホールディングス（平成23年7月1日付で株式会社桧家住宅から商号変更予定） （英文社名 仮称 Hinokiya Holdings Co.,Ltd ）
(2)事業内容	持株会社としての事業子会社の支配・管理、不動産の賃貸等
(3)本店所在地	埼玉県久喜市久喜中央一丁目1番20号久喜駅桧家ビル6階
(4)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 近藤 昭
(5)資本金	389百万円
(6)決算期	12月31日
(7)純資産	4,337百万円（連結）（平成22年12月31日現在）
(8)総資産	15,958百万円（連結）（同上）
(9)今後の見通し	本分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

- ①持株会社制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社桧家ホールディングス」に変更するものです。
- ②持株会社制への移行に伴い、当社の事業の目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。
- ③持株会社制への移行に伴い、取締役の責任をより明確にするものであります。

2. 定款変更の日程

取締役会決議日	平成23年2月15日
株主総会開催日	平成23年3月29日（予定）
実施予定日（効力発生日）	平成23年7月1日（予定）、 ただし取締役の任期については、平成23年3月29日（予定）

3. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社桧家住宅</u>と称し、英文では、<u>Hinokiya Juutaku Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>1. <u>建築工事の請負、設計、施工及び監理</u></p> <p>2. <u>不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p>3. <u>家具の製造加工及び売買</u></p> <p>4. <u>生命保険募集業</u></p>	<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社桧家ホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Hinokiya Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>（1）<u>建築工事の請負、設計、施工及び監理</u></p> <p>（2）<u>不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（3）<u>生命保険募集業</u></p>

<p> <u>5. 損害保険代理業</u> <u>6. 住宅建築業者に対するの経営等指導育成</u> <u>7. 広告宣伝の企画とその販売業</u> (新 設) (新 設) <u>8. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u> (新 設) </p> <p> 第3条～第17条 (条文省略) (任期) 第18条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 </p> <p> 第19条～第37条 (条文省略) </p> <p> (新 設) (新 設) </p> <p> (新 設) </p>	<p> <u>(4)損害保険代理業</u> <u>(5)住宅建築業者に対するの経営等指導育成</u> <u>(6)広告宣伝の企画とその販売業</u> <u>(7)建築資材の製造及び販売</u> <u>(8)熱絶縁工事業</u> <u>(9)前各号に附帯または関連する一切の業務</u> </p> <p> <u>2. 前項各号の事業を自ら行うこと</u> </p> <p> 第3条～第17条 (現行どおり) (任期) 第18条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) </p> <p> 第19条～第37条 (現行どおり) </p> <p> 附 則 </p> <p> <u>第1条 第1条及び第2条の変更については、第23期定時株主総会で可決された「吸収分割契約」に係る吸収分割の効力が発生することを条件として、当該効力発生日に効力を発生する。</u> </p> <p> <u>第2条 前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u> </p>
--	--

以 上